

交通関係規定

1 登下校について

登下校については、原則として制服で登下校する。

2 自転車通学について

ア 自転車通学生は、許可を受ける。許可の条件は以下のとおり。

- (ア) 防犯登録を行う。
- (イ) 雨天時用のカッパを所持する。
- (ウ) TSマークを貼付する。
- (エ) 2重ロックを所持する。
- (オ) 日没後はライトを点灯する。
- (カ) 通学用の自転車には、必ずステッカー（後方から見てすぐに確認できる場所）を貼り、指定の場所におく。
- (キ) 任意保険に加入する。
- (ク) **SGマーク、JCF公認マーク、JISマーク等の安全性を示すマークが付いたヘルメットを着用する。**

イ 注意事項

- (ア) ドロップハンドル、整備不良の自転車は使用しない。
- (イ) 2人乗り、片手運転、並列進行、スマートフォン・イヤホン等の使用をしない。
- (ウ) 雨天時の乗車は雨合羽を着用し、傘さし運転はしない。
- (エ) 駐輪場では、所定の位置に整理して駐輪する。
- (オ) 無許可で自転車通学をしない。
- (カ) 校外に放置しない。
- (キ) 状況により通学許可を取り消すことがある。

3 原付通学について

ア 以下の条件に該当し、学年会、生徒指導部会で審議し許可された生徒に限り原付通学を認める。

- (ア) 自宅から甲佐高校まで8km以上ある生徒。8km以内でも自宅まで急な山道や人通りが少ない道を長く通らなければならない生徒。
- (イ) その他、特別な場合は別途審議する。

イ 注意事項（原付通学生）

- (ア) 交通ルールを守る。
- (イ) 通学用の原付は、スクータータイプとする。
- (ウ) 原付は常に整備する。改造不可。
- (エ) 白色のフルフェイスタイプのヘルメット（ステッカー貼付）を着用する。
- (オ) 通学用原付はステッカーを後部車輪の土よけのよく見えるところに貼る。
- (カ) 通学時は学校指定のウインドブレーカーを着用する。女子はズボン（ジャージ）をはく。
- (キ) 自賠責保険及び任意保険に加入する。
- (ク) 原則、通学時以外に使用しない。
- (ケ) 違反等を繰り返し、改善されない場合は原付通学を取り消すことがある。

4 免許取得について

ア 原付

- (ア) 原付通学生に限る。
- (イ) 16歳の誕生日を迎えた後、許可を受けた生徒は長期休業期間中（春・夏・秋・冬休み）に取得する。
- イ 自動二輪は原則として認めない。
- ウ 普通自動車
- (ア) 普通自動車免許取得は、本規定2の項目の規約を遵守することを条件に、別紙「自動車学校入校許可願」により許可する。
- (イ) 自動車学校への入校解禁日については、以下の条件を全て満たした生徒に限り後期中間考查終了後とする。
- ① 就職が内定または進学先が決定した生徒。（後期の家庭学習期間以降はこれを除く。）
 - ② 後期中間考查を実施した科目においては、前期成績と後期中間考查の成績を足して60点以上。
 - ③ 後期中間考查を実施していない科目においては、前期成績が30点以上。
 - ④ 出席時数不足の科目がない。
 - ⑤ 育友会費・学級費の滞納がない。
 - ⑥ 運転免許証無断取得をした者は、後期の家庭学習期間以降に認める。
- (ウ) 考査1週間前及び考査中は自動車学校通学を禁止する。また欠点科目を1科目でも所有する生徒については、欠点が解消されるまで自動車学校通学を禁止する。
- (エ) 自動車学校への登校時間については、放課後または休業日とし高校生としての学校生活に影響を及ぼさない。
- (オ) 学校を休んで自動車学校へ入校・通学することを禁止する。ただし、修了検定・卒業検定のときは、学校に届けを出して受験する。その場合、欠席扱いとなる。
- (カ) 自動車学校通学時は、必ず制服を着用する。
- (キ) 早期に自動車学校を卒業しても、正式な免許取得は卒業式以降とし、それまでの間は学校で卒業証明書を預かる。
- (ク) いずれの項目も違反した生徒に対しては、指導を行う。
- エ 注意事項
- (ア) 無断で各種免許を取得した生徒については指導の対象となる。
- (イ) 交通違反、事故は直ちに届け出る。